

非行性の認定（ ） 文献の概観

その2 非行性の多元的理解

進 藤 眸*

Studies on Differentiating the Delinquency (2nd Report)

—Reviews of Bibliographies on the Delinquency—

Part 2 Pluralistic Understanding of the Delinquency

Hitomi SHINDO

Taking into account of discussing multilaterally and synthetically how to differentiate the delinquency, and attempting to standardize the method of differentiating the delinquency, which were final purpose of these successive studies, following three methodological problems in determining the standard of estimating “the degree of the delinquency” (hereafter mentioned as DD), were discussed.

- (1) What sort of theory of the delinquency should be adopted, and how should be the delinquency defined?
- (2) What sort of sub-categories to compose of DD should be selected?
- (3) What sort of mathematical models to estimate DD should be selected?

By reviewing bibliographies on pluralistic understanding of DD in Japan, it was found that (1) reserchers were common to their regarding the concept of the delinquency as operationally composed one which was emphasized on introducing mathematical concept of average into estimating DD, (2) sub-categories which were attributed to criminal careers, were essential for estimating DD, and (3) Such mathematical models as multivariate analyses were mainly adopted in analyzing data.

Findings which were obtained by discussing above-mentioned problems, and which should be solved in further studies of estimating DD, were as follows.

- (1) Such sub-categories as criminal careers, i.e. dispositional status, frequency of admission to juvenile classification home, and so on, which had tautological meanings to be attached to the delinquency, were adopted.
- (2) sub-categories which were likely to produce individual differences in estimating DD, were adopted.
- (3) Individual differences were found both in estimating DD and in collecting data for sub-categories.

Only practitioners who are engaged in juvenile classification, are formally admitted to estimate DD in Japan. Therefore, I think it is necessary to listen to practitioner's opinions of estimating DD, and to prepare the standerd for estimating DD.

Key Words: delinquency, degree of delinquency, criminal career, mathematical model, multivariate analysis

*しんどう ひとみ 文教大学人間科学部臨床心理学科

1 展 望

シャノン (Shannon, L.W., 1968, p.52) の指摘を待つまでもなく、非行は、裁判手続によって決定される、いわば「がらくた入れの範疇 (catchall category)」であり、決して臨床的に定義づけられるものではない。遠藤辰雄 (1969, P.190) は、「研究者の多くは、犯罪(非行)行動が、ある特定の社会的価値基準に照らして相容れない行動であって、けっして裁判手続によって有責違法な行為として認定されたものにのみかざられないことを承認している」とした上で、この考え方は、少年法の「非行」や児童福祉法の「不良行為」の概念に関連して広く取り入れられ、「反社会的行動」という言葉でまとめられることが多い、と述べている。

しかし、この非行の行為としての不明確さが、非行の臨床的理解を拒み、非行性の研究を困難なものにしてきた。

英語には delinquency という言葉があるが、ドイツ語にはこれに当たる言葉がなく、また、この delinquency にも「非行」と「非行性」の二つの意味があり、両者は使い分けられていないように思われる。最近、刊行された Encyclopedia of Psychology を見ても、delinquency の項の説明は「非行」に終始し、「非行性」についてはまったく触られていない。

非行性の多面的な理解に関する欧米の文献を入手できない状況にあるので、専ら、わが国の文献を概観することになるが、わが国でも、この分野の文献は、1960年代から70年代にかけて数編が発表されているにすぎず、きわめて限定されている。

ところで、わが国における非行性についての研究は、早くから非行少年を対象に研究し、独自の非行理論を構築した安倍淳吉と水島恵一の二人によってリードされてきたが、安倍の社会心理学的立場では、社会行動に対応する社会心理学的状況は実に多様かつ流動的であるため、これを図式的に、あるいは類型化して理解することは容易ではなく、了解的、

事例記述的に理解せざるを得ない。また、社会心理学的立場から非行性をとらえる場合には、人格、文化および社会の相互影響関連の中でとらえることになるが、非行性にかかわる各種の下位要因を操作可能な水準で特定化することは、容易なことではない。

一方、水島恵一の臨床心理学的立場では、非行の発現機制を説明するにはとても便利であるが、非行への準備性、すなわち、非行性とする立場をとると、人格の要因が強調され過ぎ、状況のないし文化・社会的要因が軽視されているように思われる。人格の要因を強調する立場をとるとしても、水島のいう「適応能力の阻害に関する情動的不適応の機制」と「適応内容の阻害に関する文化的感応の機制」の二つを対比概念としてとらえ、非行性との絡みにおいて構成要素的に分解して理解することは、これまた難しいことである。

非行性の多面的理解は、当初、少年鑑別の実務家によって、実務上の要請、例えば、非行少年を類型化してとらえ、処遇の個別化に役立てることを目的として試みられた。金山日出夫 (1967) は、非行性を反社会性とか犯罪傾向といわれている概念と同様のものと考え、家庭観、職業観、生活観、交友観および性格の五つの側面について121個の設問を準備し、少年鑑別所に収容された少年に実施し、保護歴別、再犯期間別、保護歴・再犯期間別、単独犯・共犯別、非行種別別および動機別に、任意に下位群を設定し、下位群間で有意差検定を実施した。

その結果、いくつかの有意差が見いだされたが、こうして得られた有意差は、ある任意の群に所属する非行少年を特徴づけているにすぎない。また、ここで、有意差のあった設問を組み合わせても、非行性の進度を評価することにはならない。非行性を多面的な構造体としてとらえ、これを分解し、構成する下位要因を検討した上で、データを収集し、これらのデータから数理解析的に非行性を帰する方式を模索することが、要請される。

なお、このように、多面的な構造体と仮定

して研究を進める際には、データ処理に関する技術的問題、特に、(1) 数理解析のための数学モデルの導入、(2) これを可能ならしめるコンピュータの操作（プログラミングを含む。）の問題も、解決しなければならない。

1970年代に入って、これら二つの問題に挑戦した研究グループが、登場した。徳山孝之を中心とする法務総合研究所グループである。徳山ほか（1971）は、少年鑑別所の重要な業務とされている鑑別判定の要因についての研究において、鑑別判定の上で重要な役割をもつ非行性を多元的な構造体と仮定した上で、少年鑑別の実務家が評定した非行性を基準変数（criterion variable）これを構成する下位要因を予測変数（predictor variable）として、多変量解析を実施した。

鶴元春ほか（1972）は、非行性が多元的な構造体であることを確認するため、上述の徳山孝之ほかの研究で使用されたデータを再利用して、下位要因間で因子分析を実施した。

佐伯克ほか（1975）は、実務家の考えている平均的な非行性の概念構造を明らかにするため、下位要因を性格特性にまで広げ、より多くの下位要因について、多変量解析を実施した。

一方、新田健一（1976）は、安倍淳吉の非行深度理論⁽¹⁾に準拠して、非行性進度の判定基準を3場面10項目について準備し、その判定基準の妥当性を検討するため、複数の鑑別担当者に各自の主観的尺度によって非行性の程度を評定してもらい、その結果と上述の判定基準による各項目ごとの判定段階との相関を算出した。新田は、その後、共同研究者に鶴元春ほかを加え、上述の各項目に妥当な重みづけを行い、非行性進度を数量的な積和で一元的に算出することができるよう、多変量解析を実施した⁽²⁾。

以上から、この一連の研究の最終目的、すなわち、少年鑑別の実務において有効に活用できる非行性の認定基準を作成することに照らして、研究を進めていく上での方法論的な問題点を整理すると、次のとおりである。

非行性の概念をあらかじめ明確に定義する。

非行性と人格の関係をあらかじめ検討する。

非行性を多元的な構造としてとらえる。数理解析のモデルを準備する。

まず第一に、非行性の理論を導入することである。安倍淳吉、水島恵一などの理論を引用することができれば理想的であるが、非行臨床の経験を集大成した、いわゆる経験則であっても、それがあらかじめ研究の理論的根拠として準備されたものであれば、十分に理論の役割を果たすものと考えられる。

非行性と人格の関係は、非行性の理論を何に求めるかによって大いに異なってくる。水島恵一の臨床心理学的立場に立てば、非行性はほぼ人格と重なるであろうし、安倍淳吉の社会心理学的な立場に立てば、非行性と人格は一部重なるとしても、非行性を、人格の外にある社会や文化と対比して考える必要が生じるかもしれない。いずれにせよ、この二者の関係をどうとらえるかによって、準備される非行性の下位要因は、異なってくる。

非行性の認定は、少年審判において重要な役割を果たすものであるので、その過程ないし根拠を、少年審判を担当する裁判官に対してきちんと説明できるようにしておかなければならない。また、非行少年の矯正処遇を担当する人々に対しても矯正処遇のターゲットを明示する必要がある。新田健一（1965, p.6）が指摘しているように、非行性を特定人格の価値体系の構造特徴との関連性から解明できるようにしておかなければならない。すなわち、非行性を多元的な構造体として理解し、操作可能な形に分解してとらえ、説明することが、各方面から要請されている。

数理解析によってデータを分析する際には、研究仮説やデータの種類によっては、使用する統計手法が高度で、その操作に困難を伴う場合もあろう。また、使用する数学モデルによっては、下位要因の選定やデータ収集の仕方を変えなければならないこともあろう。

2 研究の目的

第二報告の目的は、非行性の認定に関する内外の文献を可能な限り精査し、問題点を整理すること（文献の概観）のうち、非行性の多元的理解に関するものを扱い、所期の目的を達成することである。しかし、精査する論文が限定されているほか、この一連の研究の終局の目的が「非行性を認定する方法を多角的、総合的に検討し、その標準化を試みること（認定方法の標準化）」であるので、この終局の目的を視座に入れつつ、非行性の認定基準の作成にかかわる方法論上の問題点を検討し、今後の研究に資するものとする。

3 研究の方法

非行性の認定基準の作成にかかわる方法論上の問題点を、次の三つの視点から分析する。

非行性をどのように定義しているか（非行性の定義）

非行性を構成する下位要因をどのように設定しているか（非行性の下位要因）

非行性を評定するための数学モデルをどのように設定しているか（数学モデル）

分析の対象とする論文は、「1 展望」で取り上げた論文のうち、徳山孝之ほかのもの（徳山論文）、鶴元春ほかのもの（鶴論文）、佐伯克ほかのもの（佐伯論文）および新田健一のもの（新田論文）の四つとする。

4 結果と考察

(1) 非行性の定義

非行性の定義は、準拠する非行性の理論によって限定されるので、各論文における非行性の定義を一覧表にまとめると、表1のとおりである。

徳山、鶴、佐伯の各論文は、法務総合研究所グループによって4年以内に連続して発表されたものであるため、非行性の定義は、ほぼ同一のものであると見てよからう。ただ、子細に検討すると、時間的経過と共に、「多種の方向性をもった」、さらに、「各非行の方向性を基軸とする」が、それぞれ追加、補強

されている点に、注目する必要がある。すなわち、法務総合研究所グループは、特定の非行性の理論には立脚せず、実務家の考えている平均的な非行性の概念構造を数理解析の手法を通してとらえようとしたものである。彼らは、「理論家たちは、非行性に対して多数の定義を提示している。しかし、その多くは、抽象的にその構成要素を挙げてはいるが、具体的にデータをどのように処理し、非行性を測定するか的手法を提供していない」³⁾として、構造化され、実証可能なモデルの不在の中で、具体的に処理可能な非行性評定の方法を模索しようとしたもので、非行性の定義は、操作的、構成的なものである。非行性の定義において「多種の方向性」、さらに、「各非行の方向性」が、それぞれ追加されたのは、例えば、初発型、単一型、同種型、異種型といった、非行の方向性によって非行性の構造が違

表1 各論文における非行性の定義

論文名	定義
徳山論文	非行性とは、その人格的理解として、その上に立つ態度、価値の統合された構造体の表現型とみなすことができる。
鶴論文	非行性とは、その人格的理解として、その上に立つ態度、価値の統合された構造体の表現型で、多種の方向性をもったもの。
佐伯論文	非行性は、多元的構造体で、これを分解して、その方向をそれぞれ求め、各非行の方向性を基軸とする構造体として統合し得るもの。
新田論文	非行性は、行為者と社会との間の作用・反作用のダイナミックな過程において現象する操作的な構成概念である。

注) 佐伯論文については、非行性について解説した189・190ページを要約したものである。

うのではないかといったように、どのような非行にも共通な非行性が存在することを疑問視する立場を次第に鮮明にしようとしたからである。

新田健一は、非行性を社会心理学的な概念としてとらえ、「それは人格特性としての実体的概念ないしはそれらの複合体でもないし、また罪種や被害感情によるところの主観的悪質性としての単なる社会評価概念でもない。更に規範性や道徳性の意識態度の検査等から検出されうるものでもない」⁽⁴⁾としている。したがって、新田論文では、非行性を、特定人格が表出する非行という現実行動を中心に据えた一連の行動軌跡からのみ探り得るものと考え、「行為者と社会との間の作用・反作用のダイナミックな過程において現象する」ものとしてとらえようとしている。

これら四つの論文に共通していることは、非行性を「操作的な構成概念」としてとらえていることである。すなわち、いずれの論文も、非行性を、合成されたものとして統計操作的に処理しようとしている。

法務総合研究所グループは、「その人格的理解として、その上に立つ態度、価値の統合された構造体」と述べ、非行性を、人格の中に取り込んでいるか見え、性格特徴中心の非行性を構成しようとさえしているが、一方で、人格と独立したものと考え、人格特性との関連を見ようとしているなど、非行性のとらえ方に一貫性が見られない。一方、新田健一は、安倍淳吉の非行深度理論に準拠して、非行性を、人格と社会のダイナミックな過程として理解し、部分的に人格と重複させているものの、かなり独立的なものとして理解している。

(2) 非行性の下位要因

徳山、鶴の両論文では、再非行危険性の指標として非行性、性格問題性、環境問題性および態度・価値問題性の基本要因を取り上げ、非行性については、「ある特定の問題の解決を迫られた時、非行による解決を指定する行

為プログラムを内蔵しているのが非行少年といえるが、このプログラムの量——いつでも非行に頼ろうとするか——あるいは質——悪質な解決方法をもっているか——を知る意味での非行性」と説明されている。そして、両論文では、数量化した非行性は、操作上、他の基本要因と独立なものとしてとらえられるとし、その下位要因として、

内蔵されるプログラム量および処遇に対する実効性の指標としての非行経験・不良経歴

プログラムの質の指標としての罪質の程度・態様

が取り上げられている。下位要因の内訳は、次のとおりである。

非行(歴)にかかわるもの：被害程度、非行態様、非行初発年齢、非行期間、処分期間、処分歴、入所歴

不良行為にかかわるもの：家出回数、転職回数、不良集団、喫煙、飲酒、性経験、薬物等経験

鶴元春ほか(1972, p.23)は、この下位要因の選定に関して、「非行性を性格や価値態度との関連における多次元構造体として捉えるのではなく、非行を行った回数、非行間のインタバル、処分歴などを中心として、その他不良集団所属、薬物嗜癖歴等の客観的事実記録から採取しうる、いわゆる“criminal career”に関する諸変数を意図的に選択した」と述べた後、非行性測定においては、非行のseriousnessや非行経歴を構成する非行事実のseriousnessをcareer scaleの中に組み込むことが基本的なことであるが、非行の質的多様性を細分してとらえ得るだけの情報量が得られなかったとして、代替の変数を取り上げることにした、と断っている。これは、少年鑑別の実務家が考えている平均的な非行性を測定するため、あえて特別の調査や評定を求めず、日常の業務の中で容易かつ客観的に収集することが可能な変数を選定したためである、と考えられる。

採用された下位要因で、非行(歴)にかか

わるもののうち、処分歴と入所歴は、当該少年の非行性がある程度、あるいはかなり進んでいると認定されたために、少年鑑別所に収容されたり（入所歴）、何らかの処分に付されたり（処分歴）したもので、そこには、非行性と同義反復的な意味が読み取られる。すなわち、部分的にしる、非行性の意味内容が重複して取り上げられている、と考えられる。

佐伯論文では、徳山、鶴の両論文と同様に、少年鑑別の実務家がとらえた非行性の平均的概念構造を見いだす、いわば実際から理論を構築するという理論構成に基づいて下位要因が選定されている。同論文では、これまでの研究成果を踏まえ、より精練された方法が模索され、下位要因としては、表2-1および表2-2のとおり、非行歴中心の32変数、性格特徴中心の43変数が、それぞれ選定されている。選定された変数がこれまでの研究よりも増加したのは、多く準備した変数の中から、統計的に意味のあるものを抽出しようとしたためである。すなわち、少年鑑別の実務家が考えている平均的な非行性を基準とし

表2-1 初期の変数（非行歴中心）

変数	変数
非行の態様	財産犯・財産犯
単独犯	粗暴犯・粗暴犯
共犯あり	財産犯・粗暴犯
共犯（主犯）	財産犯・性犯罪
共犯（従犯）	財産犯・その他の犯罪
共犯（同列）	粗暴犯・性犯罪
初発非行年齢	粗暴犯・その他の犯罪
単一（本件初発）	性犯罪・その他の犯罪
単一	家出回数
同種	転職回数
異種	不良集団所属
多種	少年鑑別所入所歴
財産犯	教育歴
粗暴犯	性経歴
性犯罪	薬物経歴
その他の犯罪	家族との折合

表2-2 初期の変数（性格特徴中心）

変数		変数		
I	Q			
態 度	家 交 対 職 自	庭 遊 人 場 己	特 徴	気分易変 虚栄的 柔軟さ 付和雷同的 自己防衛的 粘着的 自己中心的 内閉的 即行的 被暗示的 攻撃的 支配的 積極的 自己主張的 創造的 持続的 劣等感 人なつこさ 無力的
	過 意 抑 活 ひがみや 自 自 協 自 意 情 自 陽 偏 衝 自	感 薄 弱 圧 的 動 的 やす 発 的 調 的 不 確 実 志 欠 如 情 緒 不 安 定 自 我 拡 大 的 陽 気 さ 偏 執 的 衝 動 的 自 己 統 制 的		
性 格				

て、操作的に合成された非行性を効果的に表す変数を抽出することを意図したからである。

非行歴中心の群では、32変数のうち、28変数が操作的に合成された非行性を効果的に表す変数として抽出され、この非行性と相関係数の高い変数を順に並べると、初発非行年齢、少年鑑別所入所歴、単一（本件初発）、家族との折合、家出回数、転職回数、不良集団所属である。ちなみに、個人の非行性の大小は、これらの要因の重みベクトルと項目得点の積和の形で表される。性格特徴中心の群では、43変数のうち、合成された非行性を効果的に表す変数として25変数が抽出され、この非行性とプラスの高い相関を示した変数は、衝動的、自己中心的、攻撃的、ひがみや

すさ、意志薄弱、情緒不安定、即行的、意志欠如、虚栄的、支配的である。マイナスの高い相関を示した変数は、協調的、情緒的成熟、創造的である。

この手続によって除外された変数は、非行歴中心では4変数、性格特徴中心では18変数であることから考えると、性格特徴によって非行性を回帰させることがいかに難しいことであるか、一つの示唆が得られる。

佐伯論文では、非行性を非行歴にかかわる変数のみでなく、性格特徴をも取り込んだ総合的なものとしてとらえていこうという意図があったようであるが、もし、そうだとすれば、再非行危険性の指標として非行性、性格問題性、環境問題性および態度・価値問題性という四つの基本要因を取り上げ、非行性を性格問題性と対置させた先行研究との関連性をどう理解すればよいか。また、非行性と人格特性の関連構造を解明することがこの研究の目的であることから考えると、性格特徴を非行性の中に取り込むことは、自己矛盾ではないか、と考えられる。

非行歴中心の変数のうち、少年鑑別所入所歴については、徳山、鶴の両論文の場合と同様に、同義反復的な意味をもつ変数と考えられる。

新田論文では、非行性の進捗段階を探索するためとして行動領域を取り上げ、次の3場面・10項目を設定している。

非行準備場面：生活の資源、保護領域からの離脱、日常の集団所属、価値態度

非行発生場面：動機原因、手口、共犯関係

非行抑制場面：調査への初期反応、観護経過、処分歴

準拠した安倍淳吉の非行深度理論では、非行のダイナミックスは、一定の非行事態が準備される非行形成場面、非行が行われる非行場面、その非行場面に対応した統制力・対応力が強化される矯正場面という三つの社会的影響局面をもつとされ、非行深度の認定に当

たっては、非行が保護領域内で発生しているか否か、生計、遊興費等の生活資源を正当な保護者の負担・本人の勤労収入によっているか否かを重要視している。この安倍の理論を考慮に入れつつ、準備された10項目を子細に検討し、問題点を指摘すると、次のとおりである。

一つは、非行準備場面の「価値態度」にかかわる問題である。これは、新田健一が非行性を「特定人格が表出する非行という現実行動を中心に据えた一連の行動軌跡からのみ探り得るもの」と定義し、「行動軌跡」を重視していることから考えて、妥当な項目とは言えないのではないかと考えられる。価値態度は、行動の背景に共通して存在し、行動軌跡ではないからである。

二つは、非行抑制場面の「調査への初期反応」および「観護経過」にかかわる問題である。確かに、非行性の進んだ少年は、少年鑑別所入所時における態度が悪いが、そこでとえられるものは、非行少年としての一般的な特徴であり、「非行抑制」とはあまり関係がない、と考えられる。また、これらの項目は複雑・多義的な意味内容から構成されているため、例えば、「観護経過」と一口に言っても、評定者によって受け取り方が異なるばかりか、評定に個人差が介入するおそれもあ

表3 非行準備場面：生活の資源の判定基準

進 度	判 定 基 準
	全部を正当な保護者の負担・本人の勤労収入によっている。
	不足分を保護者への強要や一時的不労・不当収入でまかなっている。
	不足分を断続的な不労・不当収入でまかなっている。
	大部分を継続的な不当収入によったり、不良者に寄食している。

る。

三つは、非行抑制場面の「処分歴」にかかわる問題である。処分歴が同義反復的な意味を有するのではないかという疑念は、これまで指摘したとおりである。

四つは、各項目の判定基準にかかわる問題である。表3に一例を示したとおり、3場面・10項目それぞれについて判定基準が示されているが、そのいずれも評定者の裁量の幅が大きく、客観的な評定を確保することが難しい、と考えられる。

(3) 数学モデル

徳山論文では、下位要因の抽出には偏相関法、基本要因の合成には重相関法、群間判別には重相関比法など多変量解析の統計手法が使用されている。

鶴論文では、非行性の構造を検討することが研究の目的であるので、セントロイド法による因子分析の統計手法が使用されている。

佐伯論文では、採取した初期変数間でバリマックス法による因子分析を行い、直交軸を抽出し、その因子軸と最も高い相関(絶対値)を示す変数を、その因子軸を代表する変数として選択する作業を因子変動の大きさの順番に従って、順次反復していき、このような方法で選択された変数を基にして、重相関法によって分析を行い、資質鑑別担当者の判定する非行性が回帰されている。

新田論文では、少年鑑別の実務家が判定した非行性の程度の5段階評定とさきに挙げた判定基準の各項目ごとの評定段階との相関を見るため、相関係数が求められているが、その後の研究で、各項目に妥当な重みづけを行い、非行性進度を数量的な積和で一元的に算出し得るようにするため、重相関法が使用されている^[5]。

ここで取り上げる四つの論文は、いずれも少年鑑別の実務家が考えている平均的な非行性を問題として取り上げ、これを多元的な構造体として仮定し、数理解析によって分解しようとしたもので、使用された数学モデルも、

ほぼ共通に偏相関法、重相関法、重相関比法、因子分析など多変量解析を中心としたものとなっている。

複雑な統計手法を用いた研究は、統計学やこれを可能にするコンピュータの発達によって実施可能となったが、非行性を回帰する手法として線型モデルのみを使用しているとの批判もあるので、今後、例えば、パス・モデルを導入するなどより妥当な数学モデルを求めて、検討を重ねる必要がある。

5 総括と今後の課題

(1) 総括

この研究の終局の目的である「非行性を認定する方法を多角的、総合的に検討し、その標準化を試みること」を視座に入れつつ、非行性の認定基準の作成にかかわる方法論上の問題点を、次の三つの視点から分析する。

非行性をどのように定義しているか
(非行性の定義)

非行性を構成する下位要因をどのように設定しているか(非行性の下位要因)

非行性を測定するための数学モデルをどのように設定しているか(数学モデル)

その結果、見いだされた事項は、次のとおりである。

法務総合研究所グループは、特定の非行性の理論には立脚せず、実務家の考えている平均的な非行性の概念構造を数理解析の手法を通してとらえようとしている。

新田健一は、安倍淳吉の非行深度理論に準拠して、非行性を特定人格が表出する非行という現実行動を中心に据えた一連の行動軌跡からのみ探り得るものと理解している。

しかし、いずれも非行性を「操作的な構成概念」としてとらえている。

法務総合研究所グループは、非行性の下位要因として非行(歴)にかかわるものおよび不良行為にかかわるものを選定し、いわゆる“criminal career”に関

するものを重視している。

新田健一は、非行性の進捗段階を探索するためとして行動領域を取り上げ、非行準備、非行発生、非行抑制の三つの場面に10項目を設定している。

使用された数学モデルは、偏相関法、重相関法、重相関比法、因子分析など多変量解析を中心とした手法である。

要するに、どの研究においても、少年鑑別の実務家が考えている平均的な非行性を問題として取り上げ、これを多元的な構造体として仮定し、数理解析を手法として分解しようとしている。

これらの結果から指摘される問題点は、次のとおりである。

非行性と同義反復的な意味をもつ下位要因が採用されている。

個人差が生じやすい主観的な下位要因が採用されている。

非行性の総合評定およびその下位要因の評定において個人差が生じやすい。

これらの問題点は、主として少年鑑別の実務家に任意に評定してもらった非行性に基づいて平均的な非行性を構築しようとしていることから派生している。すなわち、そこには、実務家が任意に考えている非行性について平均をとること自体が妥当であるかどうかという根源的な問題が、内包されている。

したがって、一つの非行性理論を導入し、それに基づいて非行性の「判定基準」を作成した上で、非行性を評定してもらう必要がある。また、下位要因のうち、個人差が生じやすいものについても、同様の手続を採用する必要がある。

評定者の主観性を排除するために、外的基準としての非行性をも操作的に概念規定することを試みるべきだという意見⁽⁶⁾もあるが、数学的にいくら精密な方法を採用しても、操作している元の変数に主観的な評定によって採取されたものが含まれていれば、抜本的な解決を図ることはできない。

(2) 今後の課題

最後に、この「文献の概観」を終わるに当たって、今後の研究に役立てるため、三つの観点から、研究のあり方を展望する。

一つは、非行性理論の導入の問題である。さきに、一つの非行性理論を導入し、「判定基準」を作成する必要があると述べたが、実は、これには、自己矛盾を招きかねない難しい問題が含まれている。一つの理論ないし経験則を持ち込むことによって、非行性に関する自由でユニークな発想の芽を摘み取りかねないからである。

しかし、例えば、安倍淳吉の非行深度理論に準拠して非行性進捗の判定基準を作成し、それに基づいて評定させようとした新田健一のように、一定の明確な客観的な判定基準を明示し、不要な個人差の発生を防止する手段を講じなければ、非行性の概念に関するコンセンサスは得られず、信頼性の乏しいデータを集積する結果に終わるおそれがある。

非行性とは何かという根本的な課題を改めて問い直すことも、大切である。特に、非行性と、その類似概念とされている非行傾性、非行傾向、非行準備性、反社会性、^{くはん}虞犯性、要保護性、再非行危険性、再犯可能性などとの関係を検討しておく必要がある。また、非行性との関連でしばしば論じられる責任感、規範性、規範意識、罪悪感、罪障感、罪意識、道徳性などを、非行性の中に取り込むかどうか、取り込むとすれば、どのような形で取り込むかを検討しておかなければならない。

「また」以下の課題については、どのような非行性理論に立脚するかによって、その扱い方が異なってくることは、言うまでもないことである。新田健一(1965, p.2)が指摘しているように、非行を社会の外在的価値体系と個人の内在的価値体系との拮抗^{きっこう}関係においてとらえ、非行性をそのような拮抗関係に至る可能性を有する人格の、価値をも含めた特性系列の中に求めるのであれば、人格を人格特性の側面から取り込むことは無意味であり、どうしても社会規範へのあり方にまで踏

み込んでいかなければならない。また、人格の形成過程において否定的同一性 (negative identity) を形成することが非行の発現と結び付き、その程度が非行性の進捗に影響を及ぼすと仮定すれば、同一性と非行性の関係を分析しておく必要も生じる。

二つは、下位要因の選定の問題である。この問題は、上述の問題との絡みでいずれ解決されることになるだろうが、現時点で検討しておかなければならないものも、いくつかある。まず、少年鑑別の実務において容易に収集できる下位要因でなければならぬということである。下位要因としては、行動レベルのもので、観察可能なもの、あるいは公式記録で採取可能なものが望ましい。

次に、非行性の認定は、少年鑑別の実務において重要な任務とされているが、シャノン (1968, p.53) がいみじくも指摘しているように、非行性の測定に当たって困難で未解決な課題とされている、(1) 個々の非行の重大性 (seriousness) を決定すること、(2) 非行経歴 (delinquent career) を構成する個々の非行をいかに経歴尺度 (career scale) の重大性の中に組み込むかを決定すること、の二つの基本的な課題に取り組む必要があるということである。非行の重大性をなんらかの形で下位要因に加えていけば、非行性の認定は、その進捗だけでなく、その認定の根拠をも提示することができ、少年審判に大きく貢献することになる。

三つは、数理解析の結果の追跡である。従来の研究では、非行性を、多元的な構造体として仮定し、計量的、操作的な手法を用いて、下位要因から回帰する手続が踏まれてきたが、そうして構築された非行性が、いったい、非行臨床の場においてどのような意味をもっているか実証的な裏づけは、実施されていない。統計的に構築された非行性が実質的な意味をもつためには、非行性を、非行臨床の場において、観察可能な行動レベルにおいてとらえ直すことも、その存在を裏づける証拠を収集することも、どうしても欠かすことができない。

注

- (1) 安倍淳吉(1956,pp.198-228,1960,pp.203-226) は、非行や犯行へのレディネスをクリミナル エゴと呼び、そのクリミナル エゴの程度や特質を認定する規準を非行(犯行)深度と定義し、これを、非行や犯行と保護領域との関係からとらえて、非行や犯行が保護領域内で発生する第一段階から非行や犯行が職業化し、手口が専門化する第四段階まで4段階に区分している。
- (2) この研究は、財団法人矯正福祉会の研究助成によって実施されたもので、その成果の一部は、新田健一・鶴元春ほか「非行性・犯罪性進捗判定の手引」(1977年)として公表されている。
- (3) 佐伯克ほか(1975)、186ページ。
- (4) 新田健一(1976)、5ページ。
- (5) 重相関法の使用については、公表された文献(前掲(注2))には直接的に記載されていないが、重みづけ係数および定数が記載されていることから推定したものである。
- (6) 佐伯克ほか(1975)、207ページ。

引用文献

安倍淳吉、社会心理学(現代心理学体系2)、共立出版、1956年。

安倍淳吉、非行の社会心理学——特にその基本的立場と若干の基礎概念をめぐって——(戸川行男ほか編、性格の異常と指導(性格心理学講座4)、金子書房、179-227ページ、1960年所収。)

遠藤辰雄、概観(岩井弘融ほか編、日本の犯罪学1 原因、東京大学出版会、187-205ページ、1969年所収。)

金山日出夫、非行性の識別に就いて——その1——、犯罪心理学研究、第5巻第1号、8-15ページ、1967年。

新田健一、非行性研究における価値の問題、犯罪心理学研究、第2巻第2号、1-7ページ、1965年。

新田健一、非行深度判定標準化の試み、犯罪心理学研究、第13巻特別号、5ページ、1976年。

佐伯克・徳山孝之・松本良枝・鶴元春・進藤眸・笠井達夫・山口悦照・坪内宏介・高橋英司、非行性と人格特性の関連構造、法務総合研究所研究部紀要、18、185-210ページ、1975年。

Shannon, L.W., Scaling Juvenile Delinquency, Journal of Research in Crime and Delinquency, 5, pp.52-65, 1968.

徳山孝之・松本良枝・鶴元春・橋本健一・安香宏・

大川力・藤田一夫、鑑別判定要因の研究—数量化の試み—、法務総合研究所研究部紀要、14、103 - 145ページ、1971年。

鶴元春・徳山孝之、非行性の測定、犯罪心理学研究、第9巻第1号、22 - 26ページ、1972年。